

- △承認
- △備品ヲ親方ガ持レタシ
- △承取
- △紛争中ノ日給ヲ支給サレタシ
- △弁當代トシテ一人壹圓弍テ八圓支給ス
- △今後手間ヲ下ケサル事
- △景氣ノ変動ニ依リ高登ヲ相談ス
- △本争議ニ依リ犧牲者ヲ出サバルコト
- △犧牲者ヲ出サズ
- △職人團體加入ヲ認メラレタシ
- △本人ノ自由意志トス

労務第二二七五號

昭和八年八月三十日

藤大臣 山本達雄 殿  
 社會局長 官 殿

子供靴製造業増田商店労働争議ニ関スル件 (發生) 解決

藤大臣 山本達雄 殿  
 使用労働者 十  
 争議参加者 七  
 関係労働組合 東京靴三同友会

8. 9. 12  
 5-143

(化)

要旨  
 一 事業主ハ債務返済不能ニ爲ルニテ百強制執行ノ後工場閉鎖ノ已ムナキニ至リ  
 二 従業員側ニ工場閉鎖及対テ交渉セラルル結局之ヲ承認シテ八月二十四日滿解決セリ

一 争議發生ノ場所

東京市浅草区千束町二ノ四一九番地

二 事業主側

名稱 増田商店  
 事業主 増田嘉平